第20回消費者教育推進会議 配布資料

学習指導要領の改訂について(消費者教育の充実等)

平成29年10月2日 文部科学省 〇学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者関係教育に関する内容を指導。

現行学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(小学校)

①小学校〈文部科学省平成20年3月告示〉 (平成23年度から実施)

(社会科)

・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
- ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること

(特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成30年度から実施)

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果 たすこと

現行学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(中学校)

② 中学校 < 文部科学省平成 2 0 年 3 月告示> (平成 2 4 年度から実施)

(社会科(公民))

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・金融などの仕組みや働き (→家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融 等)
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること (→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、 購入及び活用ができること
- ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

(特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成31年度から実施)

- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること
- ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

現行学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(高等学校)

- ③ 高等学校 <文部科学省平成 2 1 年 3 月告示> (平成 2 5 年度入学生から実施) (公民科)
 - ・法や規範の意義及び役割
 - ・消費者に関する問題
 - (→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故 等)
 - ・金融制度や資金の流れ、金融環境の変化
 - (→ 金融市場の意義や役割、金融商品の多様化 等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
 - (→ 消費構造の変化、消費行動の多様化 等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画
 - (→ 貯蓄や保険などの資金計画 等)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
 - (→ クレジットカードの適切な利用、多重債務問題 等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援
- ・持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立 (→自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できる ライフスタイルの実践)

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質·能力を踏まえた 教科·科目等の新設や目標·内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質·能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

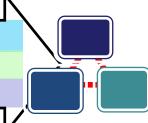
学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得 など、新しい時代に求められ る資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程 の質的改善 主体的な学び対話的な学び深い学び



幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 〇 <u>教育基本法、学校教育法</u>などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための<u>資質・能力を一層確実に育成</u>。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する<u>現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成</u>。
- 先行する特別教科化など<u>道徳教育の充実</u>や<u>体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実</u>により、 豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、<u>①知識及び技</u>能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例)中学校理科:①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、

(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見い だしたり表現したりする力を養い、

③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力 人間性等

どのように社会・世界と関わり、 よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を総合的にとらえて構造化

何を理解しているか 何ができるか

知識・技能

理解していること・できる ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ②

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国の<u>これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化</u>により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと<u>浮足立つ必要はなく</u>、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

´ 語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学 ` 的に根拠をもって思考する など

- ※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を 図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた<u>指導体制の充実</u> や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。
 - *義務標準法:公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
- ※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを<u>集約・共有化</u>し、各種研修や授業研究、授業 準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

主体的・対話的で深い学びの実現

(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習 内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形 成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り 強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につ なげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを 持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をま とめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、 白らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り 返ったりする



学びを人生や社会に 生かそうとする 学びに向かう力・ 人間性等の涵養

生きて働く 知識・技能の 習得

未知の状況にも 対応できる 思考力・判断力・表現力 等の育成



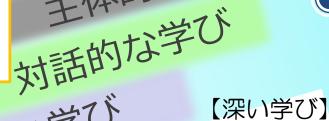


【対話的な学び】

深い学び 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え 方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深め る「対話的な学び」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決 している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすること で自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、 することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥 当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通 して本の作者などとの対話を図る



習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の 特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相 互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思い や考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が 実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見いだし、課題の追究、課題の解 決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、 状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して 集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を 創造していく



幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ③

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 〇 教科等の目標や内容を見渡し、特に<u>学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)</u>や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、<u>教科等横断的な学習を充実</u>する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には<u>単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫</u>することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る<u>カリキュ</u>ラム・マネジメントを確立。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ④

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に 理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、 武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

体験活動の充実

・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
- ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

現代的諸課題への対応

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について 自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連につい ての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
- ・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)
- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可可能な運営体制(中:総則)

中央教育審議会答申(H28.12.21)を踏まえ、関連する各教科等(社会科、家庭科、技術・家庭科等)において、引き続き消費者教育に関する内容を規定するとともに、現行の規定に加え、内容を更に充実

学習指導要領 (H29.3.31公示) における消費者関係教育に関する主な内容(小学校)

○小学校

※太字は主な充実箇所

(社会科)

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

(家庭科)

- ・買い物の仕組み、売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること
- ・物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え、工夫すること

(特別の教科 道徳)

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果 たすこと

学習指導要領 (H29.3.31公示) における消費者関係教育に関する主な内容(中学校)

○中学校

※太字は主な充実箇所

(社会科〔公民的分野〕)

- ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・市場の働きと経済に関連して、**希少性**に着目すること
- ・個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・消費者の保護と、その意義を理解すること
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

(技術・家庭科〔家庭分野))

- ・購入方法や支払い方法の特徴が分かること
- 計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- ・クレジットなどの三者間契約
- ・売買契約の仕組みについて理解すること
- ・消費者被害の背景とその対応について理解すること
- ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること
- ・**自立した消費者**として**責任ある消費行動**を考え、工夫すること
- ・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること

(特別の教科 道徳)

- ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること
- ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること

高等学校 家庭科(共通教科)の改訂の方向性

家庭基礎(2単位)

及び福祉

と環境

現行学習指導要領

(1) 人の一生と家族・家庭

学校家庭クラブ活動

検討事項

今後の方向性

小

中

存

家

方

踏

家庭科における見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る 生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活 文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の

(2) 生活の自立及び消費

|視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫する

(3) ホームプロジェクトと

「論点整理」における指摘事項

生活の科学的な理解

・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成 ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・

能力の明確化 各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを

めろ

する

充実を図る

・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタ イルの確立や持続可能な社会づくりのための力、 他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通

関連する会議における提言等

妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に

高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深

○第3次男女共同参画基本計画(H22, 12, 17閣議)

決定) 家庭を築くことの重要性などについての指導の

○食育推進基本計画(H23, 3, 31食育推進会議決定)

学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進

して生活を設計し創造していく力の育成

○少子化社会対策大綱(H27.3.20閣議決定)

○高齢社会対策大綱(H24.9.7閣議決定)

応じた適切な教育の推進を図る

計画と消費 (4) 生活の科学と環境

(5) 生涯の生活設計

家庭総合(4単位)

(1) 人の一生と家族・家庭

(2) 子どもや高齢者との

かかわりと福祉

(3) 生活における経済の

(6) ホームプロジェクトと

学校家庭クラブ活動

生活デザイン(4単位)

(1) 人の一生と家族・家庭

及び福祉 (2) 消費や環境に配慮し たライフスタイルの

確立

(3) 食生活の設計と創造 (4) 衣生活の設計と創造

(5) 住生活の設計と創造

(6) ホームプロジェクトと 学校家庭クラブ活動

○和食の無形文化遺産登録(H25. 12. 4) 日本の伝統的な食文化 ○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22)

学校における消費者教育の推進 ○環境基本計画(H24, 4, 27閣議決定)

学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教 育等の教育を推進する

目指す資質・能力等

〇自立した生活者に必要な家族・家庭、 衣食住、消費や環境等についての科 学的な理解と技能

家族・家庭についての理解

・乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等 についての理解と技能

生涯の生活設計についての理解 各ライフステージに対応した衣食住についての 理解と技能

生活における経済の計画、消費生活や環境に 配慮したライフスタイルの確立についての理解と 技能

〇家族・家庭や社会における生活の中 から問題を見出して課題を設定し、生 涯を見通して解決する力

・家族・家庭や社会における生活の中から問題を 見出し、課題を設定する力 生活課題について他の生活事象と関連付け、

生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想す るカ 実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等に ついて、考察したことを科学的な根拠や理由を

明確にして論理的に表現する力 他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り 入れ、計画・実践等について評価・改善する力

〇相互に支え合う社会の構築に向けて、 主体的に地域社会に参画し、家庭や 地域の生活を創造しようとする実践的 な態度

・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を

創造しようとする態度 様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主

体的に地域社会に参画しようとする態度 生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする

・日本の生活文化を継承・創造しようとする態度 自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の 家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組も

うとする態度

内

容

必履修科目 单位

「家庭基礎」2単位科目 〇少子高齢化に関する内容の改善

・親の役割と子育て支援(乳児期)、高齢者の理解と生活支

援技術の基礎、生涯の生活を設計するための意思決定等、 少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充

〇衣食住の生活に関する内容の改善

自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実

(食育、食文化等の充実)

〇生活の科学的な理解の一層の重視 〇持続可能な社会の構築に関する内容の改善 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するため。

援技術、生涯の生活を設計するための意思決定

・健康、安全等を考慮した衣食住の生活を総合的にマネジ

の意思決定能力の育成を図る内容の充実 〇「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体 的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

「家庭総合」4単位科目

〇少子高齢化に関する内容の改善 ・親の役割と子育て支援(乳児との触れ合い、子供とのコミュ ニケーション)に係る内容の充実、高齢者の理解と生活支

等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容

〇衣食住の生活に関する内容の改善 ・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実

(食育、食文化等の充実)

メントする力を育成するための内容の充実 日本の生活文化の継承・創造に係る内容の充実

〇生活の科学的な理解の一層の重視

〇持続可能な社会の構築に関する内容の改善

消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するため

の意思決定能力の育成を図る内容の充実 消費生活や環境に係る地域への働きかけなど社会参画力

を育成するための内容の充実 〇「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体

的に取り組む問題解決的な学習を一層充実

※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、15 専門教科「家庭」の科目を履修することができる。

高等学校学習指導要領における「公共」の改訂の方向性

新必履修科目「公共」

資質•能力 間と社会の在り

方につい

ての見方・

考え方」を働かせて、

右の

資質.

能力

を育む

- 〇 現代社会の諸課題を捉え考 察し、選択・判断するための 手掛かりとなる概念や理論 の理解、及び諸資料から、倫 理的、政治的、経済的、法的、 様々な情報の発信・受信主 体等となるために必要な情 報を効果的に収集する・読み 取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛か りとなる考え方や公共的な空 間における基本的原理を活 用して、現代の社会的事象 や現実社会の諸課題の解決 に向けて、事実を基に協働的 に考察し、合意形成や社会 参画を視野に入れながら構 想したことを、妥当性や効果、 実現可能性などを指標にして 論拠を基に議論する力
- 〇 現代社会に生きる人間として の在り方生き方についての 自覚、我が国及び国際社会 において国家及び社会の形 成に積極的な役割を果たそ うとする自覚 など

考えられる 学習活動の例 討論、ディベート、模擬選 挙、模擬投票、模擬裁判、 インターンシップの事前・ 事後の学習 など

関係する 専門家・機関 選挙管理委員会、消費 者センター、弁護士、 NPO など

(1) 「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、 選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

ア 公共的な空間を作る私たち

倫理的主体となる私たち

⇒今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「「自立した主体とは何か」を 問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重 視する考え方」と②「その行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的 に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基本的 原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

(2)自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸 課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を 支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果 的に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

ア 政治的主体となる私たち

<題材の例>

経済的主体となる私たち

政治参加、世論の形成、地方自治、 国家主権(領土を含む)、国際貢献・・・

財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題 (労働関係法制を含む)・・・

職業選択、金融の働き、経済のグローバル 化と相互依存関係の深まり・・

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画・・・

(ア~エのうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる)

裁判制度と司法参加・・

消費者の権利や責任、契約・・・

情報モラル・・・

ウ 法的主体となる私たち

エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

(3)持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会 の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、 合意形成や社会参画を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

ア 地域の創造への主体的参画

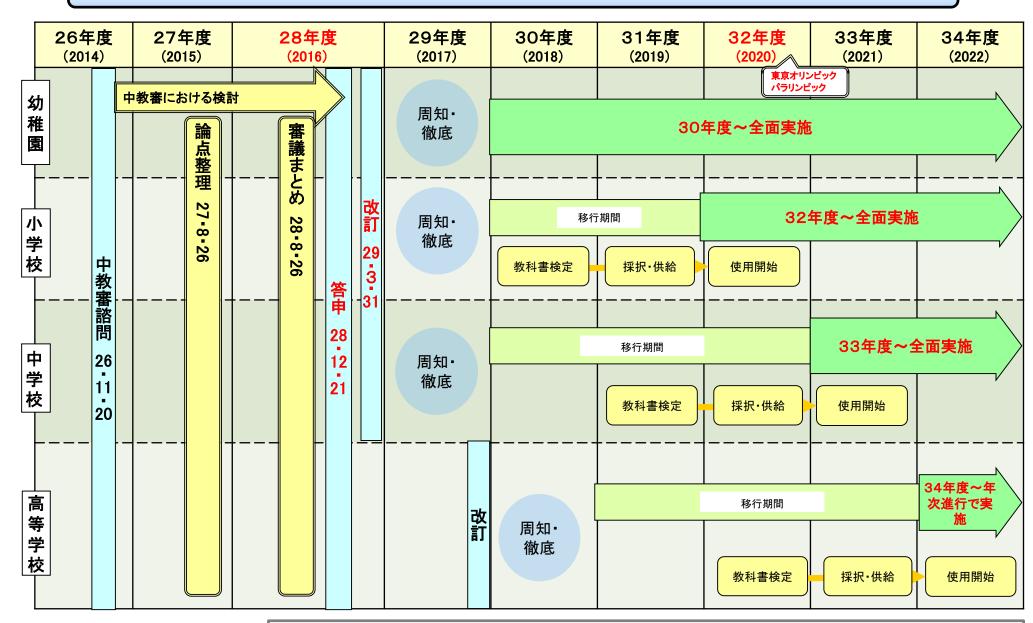
イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

ウ 国際社会への主体的参画

<題材の例> 公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力・・ などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間などと連携

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール (現時点の進捗を元にしたイメージ)



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。 1